

1章

策定の趣旨

本市は、昭和43(1968)年に長期基本計画を策定して以降、昭和48(1973)年、昭和55(1980)年、平成2(1990)年、平成12(2000)年及び平成22(2010)年の5度にわたる総合計画(基本構想)の策定を経て、「いつまでも住み続けたい ウェルネス[※]都市 加古川」の実現に努めてきました。

我が国は、本格的な人口減少社会を迎えており、少子高齢化による人口構造の変化に伴い、経済の低迷や社会保障費の増大などが予測されています。そのほか、担い手不足による産業の衰退や地域の活力の低下など、様々な影響が懸念されています。

本市においても、人口減少、少子高齢化による人口構造の変化、公共施設や社会インフラの老朽化、ごみ減量などの環境問題、ICT(情報通信技術)[※]の急速な変革への対応などの課題に直面しています。

これらの課題に対応し、持続可能な発展を遂げてこそ、本市で生活するすべての人が、安全に安心して毎日を過ごすことができ、本市の未来を担う子どもたちや若い世代が明るい未来を展望できるまちをつくることができます。

そのようなまちになるためには、時代の変化を的確に捉えるとともに、市民、事業者[※]、行政などのそれぞれが市の現状とめざすべき将来像についての共通認識を持ちながら、主体となって協働[※]によるまちづくり[※]を進めていく必要があります。

このような視点から、本市における今後のまちづくりの方針を定めるために、新たな総合計画を策定します。

2章

総合計画の位置付けと期間

本計画は、「将来の都市像」の実現に向けたまちづくりの基本的な方向性や施策を総合的かつ体系的に示し、市政を推進する上での方針となるもので、市のあらゆる計画の最上位に位置付けます。

計画期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和8(2026)年度までの6年間とします。

※ウェルネス:

単に運動や栄養だけでなく、幅広く生きがい、人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的なライフスタイルを目指す行動様式。

※ICT(情報通信技術):

Information and Communication Technologyの略称。情報通信に関する技術、サービス等の総称。

※事業者:

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※協働:

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。